⑶　調達契約　物品等または特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等または当該特定役務以外の物品等または役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。

⑷　一連の調達契約　特定の需要にかかる一の物品等もしくは特定役務または同一の種類の二以上の物品等もしくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

（適用範囲）

第３条　本規準は、当行の締結する調達契約であって、調達契約にかかる予定価格（物品等の借入れにかかる調達契約または一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間または提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額または特定役務の予定価額の総額、その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額または特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は、１月あたりの予定賃借料または１月あたりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡（加工または修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等もしくは当該物品等の譲渡（加工または修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工または修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）または有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等もしくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。

⑴　物品等の調達契約　「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和55年政令第300号）（以下「国の特例政令」という。）第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

⑵　特定役務のうち建設工事の調達契約　「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成７年政令第372号）第３条第１項に規定する総務大臣の定める額

⑶　特定役務のうち建設のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

⑷　特定役務のうち前二号以外の調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

２　前項の予定価格は、調達契約に関し単価についてその予定価格が定められる場合にあっては当該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約により調達をすべき物品等または特定役務の予定価格の合計額とする。

（競争参加者の資格に関する審査等）

第４条　一般競争に参加する者に必要な資格を定めた場合（以下「一般競争参加者資格」という。）において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に、一般競争に参加しようとする者の申請を待って、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

２　一般競争参加者資格を定めた場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度毎に、当該資格の基本となるべき事項ならびに申請の時期および方法等について、官報により公示しなければならない。

３　指名競争に参加する者に必要な資格（以下「指名競争参加者資格」という。）を定めた場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に、指名競争に参加しようとする者の申請を待って、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

４　指名競争参加者資格を定めた場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度毎に、当該資格の基本となるべき事項ならびに申請の時期および方法等について、官報により公示しなければならない。

５　第２項または前項の公示においては、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

⑴　調達をする物品等または特定役務の種類

⑵　一般競争参加者資格および指名競争参加者資格の有効期間および当該期間の更新手続

６　指名競争参加者資格を定めた場合には、特定調達契約に関する事務については、指名競争参加者資格を有する者の名簿を作成しなければならない。

（一般競争の公示）

第５条　特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約に関し、その最初の契約にかかる入札の公告において、その後の契約にかかる入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで）に官報により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日まで短縮することができる。

２　入札者もしくは落札者がない場合または落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。

（一般競争について公告をする事項）

第６条　前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

⑴　競争入札に付する事項

⑵　競争に参加する者に必要な資格に関する事項

⑶　契約条項を示す場所

⑷　競争執行の場所および日時

⑸　入札保証金に関する事項

⑹　一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等または特定役務の名称、数量およびその入札の公告の予定時期ならびに当該一連の調達契約のうちの最初の契約にかかる入札の公告の日付

⑺　一般競争参加者資格の申請の時期および場所

⑻　第10条に規定する文書の交付に関する事項

⑼　落札者の決定の方法

２　前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札および入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

３　第１項の規定による公告においては、契約を担当する職員の氏名およびその所属する部店の名称ならびに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語またはスペイン語により記載するものとする。

⑴　調達をする物品等または特定役務の名称および数量

⑵　入札期日または一般競争参加者資格の申請の時期

⑶　契約を担当する職員の氏名およびその所属する部店の名称

（指名競争の公示等）

第７条　特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは、第５条第１項の規定の例により、公示をしなければならない。

２　前項の規定による公示は、前条の規定により一般競争について公告をするものとされている事項のほか、指名競争において指名されるために必要な要件についても、するものとする。

３　前項の基準により指名される競争参加者に対しては、前条第１項第１号および第３号から第５号までに掲げる事項を第１項の規定による公示の日において当該競争参加者に通知するものとする。

４　前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

⑴　一連の調達契約にあっては、前条第１項第６号に掲げる事項

⑵　契約の手続において使用する言語

（公告または公示にかかる一般競争または指名競争に参加しようとする者の取扱い）

第８条　特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において公告をし、または指名競争に付そうとする場合において前条第１項の規定による公示をした後、当該公告または公示にかかる一般競争または指名競争に参加しようとする者から一般競争参加者資格または指名競争参加者資格の申請があったときは、速やかに、その者が当該資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。

２　特定調達契約にかかる指名競争の場合においては、前項の規定による審査の結果、指名競争参加者資格を有すると認められた者のうちから、指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、前条第３項に規定する事項および前条第４項各号に掲げる事項を通知しなければならない。